

(3) 家計急変者の必要書類など

給付金の対象となる方

申請日時点で、児童扶養手当の支給要件を満たしており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（全部停止になっている方も含みます）で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、急変後※1 1年間の収入見込額が、児童扶養手当の収入基準額を下回る方※2

※1 ひとり親の要件に該当するに至った日の属する月の翌月以降の令和2年2月以降に働いた分の給与明細（任意の1か月分）により、要件に該当するか判断します。令和2年1月以前に働いた分の給与明細は対象となりません。

※2 収入には、就労収入や事業収入などの他、養育費や非課税の年金収入も含まれます。また、住民票が同一世帯となっている扶養義務者がいる場合は、生活を経済的に支えている扶養義務者として、その方の収入も勘案して、要件に該当するかを判断します。

申請に必要な書類

(1) 堺市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）【家計急変者】

(2) 簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）【家計急変者】

(3) 本人確認書類の写し

※免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート、生活保護受給者証、在留カード など

(4) 給付金振込口座を確認できる書類の写し

※金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

(5) 住民票（発行後1か月以内）

※世帯員全員が記載されている住民票（続柄の記載があるもの。本籍地は記載がなくても可）

※マイナンバーが記載されていないもの

(6) 戸籍謄本（発行後1か月以内）

※申請者本人と対象児童全員が記載されているもの

(7) 令和2年2月以降の就労にかかる任意の1か月分の給与明細・事業収入又は不動産収入がわかる書類

※令和2年2月以降とは、令和2年2月1日以降に働いた分のことです。

※令和2年2月以降の就労にかかる任意の1か月の収入×12か月が審査の対象となります。

※児童扶養手当の受給資格者となった日（離婚日等）の属する月の翌月以降に働いた1か月分の収入が審査の対象となります。

※令和2年1月31日以前に就労した分の給与明細等は対象になりませんのでご注意ください。

(8) （公的年金給付等を受給している場合）令和2年2月以降の年金額がわかる書類

※年金額改定通知書、年金振込通知書

(9) 支給要件ごとに必要になる書類（（6）戸籍謄本に必要事項が記載されている場合は不要です）

※申請される方の支給要件ごとに、確認する事項・必要となる書類が異なります。

※同封している別紙をご確認ください。

▶ 誕生日が平成16年4月1日以前の同居の親族（祖父母・父母・きょうだい・配偶者・子・孫など）がいる場合

(10) 簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）【家計急変者】と確認書類

※誕生日が平成16年4月1日以前の同居の親族全員分の申立書が必要です。

※誕生日が平成16年4月1日以前の同居の親族全員分の令和2年2月以降の就労にかかる任意の1か月分の給与明細・事業収入又は不動産収入がわかる書類の添付が必要です。

※（7）の申請者の任意の1か月と同じ月にしてください。

※（1）～（10）の他にも、状況によって、必要書類の提出を求める場合があります。

収入の要件

▶収入基準額

申請者の収入（養育費、給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入（非課税の障害年金や遺族年金等も含む））の合計が、『申請者（父・母・養育者）の収入基準額』を下回っていることが、収入の要件となります。

障害年金や遺族年金等の非課税の年金を有する場合は、児童数に応じて、障害年金や遺族年金等から、「簡易な収入額申立書（公的年金給付等受給者）」又は「簡易な収入見込額申立書（家計急変者）」に記載されている児童扶養手当相当額を差し引いた金額を収入とを考えます。

また、住民票が同一となっている扶養義務者がいる場合は、その方の収入額も『扶養義務者の収入基準額』を下回っていることが、収入の要件となります。

扶養親族数 (児童含む)	『申請者（父・母・養育者）の 収入基準額』	『扶養義務者収入基準額』
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円
4人	5,075,000円	5,625,000円
5人	5,550,000円	6,100,000円

※扶養親族（児童含む）が6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額となります。

支給要件ごとに必要となる書類について

▶子育て世帯生活支援特別給付金の支給要件

支給要件とは、下記のいずれかに該当する児童を監護等していることです。

支給要件によって、戸籍謄本に必要な記載内容や、戸籍謄本以外の必要書類が異なります。

支給要件	戸籍謄本に必要な記載内容	戸籍謄本以外の必要書類
父母が婚姻を解消した児童	離婚日	
父または母が死亡した児童	死亡日	
父または母が障害の状態にある児童	配偶者の氏名	国民年金の障害等級1級に係る年金証書
父または母が引き続き1年以上遺棄している児童	配偶者の氏名	遺棄に関する申立書
父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童	配偶者の氏名	保護命令決定書の謄本又は確定証明書
父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童	配偶者の氏名	拘禁に関する申立書
母が婚姻によらないで懐胎した児童	特になし ※児童が認知されている場合は、認知されていることが記載されているもの	